

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等

ア 各教科

(ア) 児童一人一人の学ぶ力を高めるために、習熟度別ガイドラインに基づいて少人数指導などの工夫を行い基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図る。さらに、児童の興味や関心、習熟の程度など多様な課題に応じた指導やICT活用マニュアルに基づき、ICT機器を活用した分かりやすい指導を推進し、学習意欲の向上を図り、主体的に学習に取り組む態度を養う。

(イ) 習熟を図ったり発展的な学習を行ったりする時間を設定するとともに、発達段階に応じた家庭学習を適切に課し、学力を支える基盤を作り、望ましい学習習慣を身に付けさせる。

イ 道徳科

(ア) 全体計画及び年間指導計画に基づき、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実させる。そして、道徳科を要とした道徳教育を、全教育活動を通して推進し、規範意識や他者を思いやる心、道徳的実践力、人間関係形成力を育成する。

(イ) 児童の発達段階に応じて、体験的な活動を生かした授業や保護者・地域の方との協力授業等、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えることができる道徳科の授業改善を図るとともに、道徳授業地区公開講座の充実を通して、道徳教育の推進を図る。

ウ 外国語活動

(ア) 児童にとって身近で基本的な表現を使いながら、ALTとの連携を深め、外国語の基礎的な知識の習得や体験的なコミュニケーション活動を充実させる。

(イ) 言語や文化についてICTによる資料を活用し体験的に理解を深め、日本と外国との生活習慣の違いを比べ、グローバルなものの見方や考え方を身に付けさせるとともに外国語によるコミュニケーションの素地を養う。

エ 総合的な学習の時間(出会いの時間)

(ア) 地域との関わりを柱とし、福祉、環境、情報、国際理解等から、各教科で身に付けた知識及び技能を相互に関連付けて横断的な学習を展開し、児童が自ら課題を捉え判断し、よりよく解決しようとする力を育成することで、自己の生き方についての考えを深めることを目指す。

(イ) 課題を解決するために、学校図書館や地域の図書館、ICT機器、地域人材などを活用して、自分にあった学び方、探究的なものの見方や考え方、通信機器や情報通信ネットワーク等を適切に活用する能力を育み、主体的・創造的・協同的に取り組む児童の育成を目指す。

オ 特別活動

(ア) 学級活動の年間指導計画を充実させ、児童が学級に所属する喜びや共に活動する楽しさを味わい、集団意識の向上と社会性の育成を目指す。

(イ) 学校行事、集会活動、縦割り班活動等における異学年児童との交流を通して、問題意識や役割意識を育て、教え合い、伝え合い、学び合い、高め合い、助け合いができるように互いの人間関係を深め、集団生活を構築する力及び社会に参画する態度を養う。

(2) 特色ある教育活動

ア 朝の読書活動や学期に1回の読書旬間を設定し、地域や保護者・教員の読み聞かせの活動を充実させる等、継続的に読書活動に取り組ませ、読書の習慣化を図るとともに言語能力や情報活用能力、問題発見能力を育成する。

イ 交流計画に基づき、特別支援学級の児童と、学習や集会、給食の時間などの日常的な交流を進める。また、居住地交流、副籍交流を実施し相互理解を深めるとともに、特別支援教育に対する正しい理解を図る。さらに、学級満足度調査の結果や生活指導全体会等を生かし、通常の学級における特別に支援が必要な児童への支援を組織的・計画的に推進していく。

ウ サポートプロジェクトに基づき、児童の基礎・基本の徹底を図るために学習指導補助員を活用したり、多様な学習に対応するために地域の施設や人材の活用を図ったりする。また、学習の定着を図るために夏季休業日中や放課後・土曜日補習教室への参加を促し、学習を通して児童と家庭や地域とのつながりを深める。

エ これまでのオリンピック・パラリンピック教育におけるレガシーを受け継ぎ、車椅子バスケットボールの体験や視覚障害体験等の障害者理解教育を推進する。また、地域の高齢者との交流や地域清掃活動を通して高齢者や地域への愛着を深め、郷土や地域を愛し積極的に関わろうとする態度やボランティアマインドを育てる。

オ 校庭の芝生の整備管理や学級園を生かした栽培活動などの勤労生産的な活動を通して、働くことの尊さや働く人々への感謝の気持ちを高める。また、持続可能な開発目標(SDGs)と関連付けた学習を推進し、環境問題等への意識を高める。さらには、校庭の芝生を体力向上の広場と位置付けて、年間を通して活用していく。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

(ア) 「田中小生活ハンドブック」を基に、校内の生活指導体制を統一し、組織的に取り組む。そして「グッドモーニング60分」の取組を活用し、家庭や地域、関係諸機関との連携を図りながら、規則正しい生活習慣の確立を目指し、自立心と自律心、規範意識を身に付けさせる。また、マスク着用、手洗い、3密の回避等、新しい生活様式に基づいた新型コロナウイルス等の感染症対策を実施する。

(イ) いじめ総合対策【第2次・一部改訂】を受けて、学校いじめ防止基本方針に則り、学校いじめ問題対策委員会を中心に児童理解に関わる研修を充実させ、学級満足度調査や実態把握調査等を実施し児童理解を深める。また、家庭や地域、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係諸機関と連携した体制を積極的に運用したり、SOSの出し方に関する教育を充実させたりすることを通して、いじめや不登校などの問題行動を未然に防止し早期に対応する。

(ウ) 安全教育全体計画に基づき、毎月実施する避難訓練や防災ノート、東京マイ・タイムラインを活用した安全指導、堤防やダムが決壊を想定した高台への避難訓練や関係機関と連携した交通安全教室、セーフティ教室、学校110番を活用した訓練、防災教育補助資料などを活用した指導、SNS東京ノートなどを活用した情報モラルについての指導などを計画的に行い、自助・共助の力を身に付けさせる。

イ 進路指導

(ア) キャリア教育全体計画に基づき、キャリア・パスポートの活用による生活の振り返り及び目標の設定等、一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた活動を推進し、学校の教育活動全体を通じた組織的、系統的なキャリア教育を充実させる。

(イ) 幼稚園や保育所との交流や指導内容等の情報交換を行い、スタートカリキュラムや生活科の指導の充実・改善を図る。また小中連携の日を年に3回実施し、児童の進学への不安を解消したり規範意識の共通化を図ったりすることで、継続した指導を実施する。

(ウ) 全教育活動の中での学習や見学、職業体験等の体験的な活動や交流活動を通して、身の回りの仕事や環境への関心・意欲の向上を目指す。